

支援スタッフの配置の在り方等に 関する関連資料

教師と支援スタッフの連携・協働に係る近年の議論



- 「チーム学校」の考え方の下、働き方改革により教師が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くなど、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするとともに、多様な専門性を有するスタッフがチームで子供たちに関わることにより子供たちへの教育の質を向上させるための支援スタッフの配置等の重要性は年々増加。

● 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（平成27年12月21日）」 中央教育審議会答申（抜粋）

※同答申の概要はP.29、P.30に参考で掲載。

我が国の学校や教員は、欧米諸国の学校と比較すると、多くの役割を担うことを求められているが、これには子供に対して総合的に指導を行うという利点がある反面、役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面がある。国際調査においても、我が国の教員は、幅広い業務を担い、労働時間も長いという結果が出ている。以上のような状況に対応していくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

学校が複雑化・多様化した課題を解決し、新しい時代に求められる資質・能力を子供に育てていくためには、校長のリーダーシップの下、教員がチームとして取り組むことができるような体制を整えることが第一に求められる。それに加えて多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き、それらの教職員や専門スタッフが自らの専門性を十分に発揮し、「チームとしての学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制を構築していくことが大切である。

● 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）」 中央教育審議会答申（抜粋）

学校における働き方改革を進めると同時に、学校規模や学校を取り巻く地域の特性等も考慮しながら、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受皿を整備し、そこでこれまでの学校が担ってきた機能を十分果たすことができるよう特に留意すべきである。このため、文部科学省には、ただ役割分担を呼びかけるだけでなく、支援が必要な児童生徒・家庭への対応を分担するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置支援や、部活動の実技指導等を行う部活動指導員の配置支援、授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援、登下校の対応や休み時間の対応等に地域ボランティアの参画を促す地域学校協働活動の取組の支援等を行いつつ、各教育委員会や学校の取組状況を調査・公表することにより、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められる。

教師や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な知識や技能を集約して活用し、地域とも連携しながらチームとして連携協働して学校運営を推進していくことが、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的効率的な改善を進め、学校における働き方改革を進めていくために求められている。

- 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月26日）」中央教育審議会答申（抜粋）

学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、**専門スタッフの拡充等の人的資源**、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を**十分に供給・支援することが、国に求められる役割**である。

- 「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（令和4年12月19日）」中央教育審議会答申（抜粋）

教師の勤務環境が、教職志望者の動向に影響を与えているとの指摘もあるが、**国においては**、教職員定数の改善や**支援スタッフの充実**、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子供たちの成長を支える社会の実現など、**あらゆる施策を講じる必要**がある。

（4）校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化

校長に求められる基本的な役割は、校務をつかさどり、所属職員を監督することであり、その職務を遂行する上では、**学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つの重要性が高まっている**。

これらの基本的な役割を果たす上で、校長には、教師に共通的に求められる資質を基礎として、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等の**マネジメント能力に加え**、これからの時代においては、特に、様々なデータや**学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）**や、**学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）**が求められる。

また、**校長のマネジメントについても、学校で働く人材の多様化が進む中で、職場の心理的な安全を確保し、働きやすい職場環境を構築するとともに、教職員それぞれの強みを活かし、教師の働きがいを高めていくこと**が一層求められる。

● 「教育振興基本計画（令和5年6月16日）」 閣議決定（抜粋）

※同年3月8日の中教審答申に同様の内容が記載

本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、指導体制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、**多様化・複雑化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要**である。

教師の養成、採用、研修の改革や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める。また、ICTの活用、**支援スタッフとの連携・分担体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備**し、教職の魅力向上、教師のウェルビーイングの向上を目指す。

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、教師の負担軽減を図るためにも、校長等のマネジメントの下、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員に加え、**教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフが、連携・分担して役割を果たし、子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チーム学校」を一層推進**する。

● 中央教育審議会諮問文「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（令和5年5月22日）」（抜粋）

- 教育の質を向上させるとともに、教師が教師でなければできない業務に集中できるようにするための、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員等の支援スタッフの配置の在り方
- 平成27(2015)年12月に中央教育審議会から答申された「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において示された「チーム学校」の考え方の浸透や支援スタッフの配置等の取組状況も踏まえた、次世代型の「チーム学校」の在り方

支援スタッフの法令上への位置づけ

- 支援スタッフについては、学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上明確化すべきとの中教審答申（平成27年12月「チームとしての学校」答申）等を踏まえ、順次、学校教育法施行規則に位置付け。

（1）平成29年4月1日施行

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】

第六十五条の三 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の四 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

- 教育再生実行会議における提言（第七～九次提言）、中央教育審議会答申（「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」）を踏まえ、（中略）スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務を新たに規定。

出典：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」平成29年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校にも準用

【部活動指導員】

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

- 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにする。

出典：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」平成29年3月14日 スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知

※義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部及び高等部にも準用

（2）令和3年8月23日施行

【教員業務支援員】

第六十五条の七 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

- 学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進（中略）等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、（中略）教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容を規定。

出典：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」令和3年8月23日 文部科学省初等中等教育局長通知

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用

※医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員についても、新たにその名称及び職務内容を規定

学校における働き方改革等に係る主な支援スタッフについて

平成31年 1月時点

令和5年11月時点

今後の予定

教員業務支援員

12億円
3,000人

・学校教育法施行規則に位置付け（令和3年8月）

約4.6倍

55億円
12,950人

令和6年度概算要求額126億円

・令和6年度概算要求において、これまで予算上14学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっていた現状を改善し、全公立小・中学校への配置を要求。

スクールカウンセラー

46億円

公立小中学校への配置
26,700校及び
重点配置1,000校等・基礎配置：週1回4時間
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算できる措置のこと。

約1.3倍

59億円

全公立小中学校への配置
27,500校及び
重点配置7,200校等

令和6年度概算要求額63億円

・令和6年度概算要求において、重点配置7,800校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。
・学びの多様化学校への週5日配置を要求。

スクールソーシャルワーカー

15億円

公立小中学校への配置
7,500校及び
重点配置1,000校等・基礎配置：週1回3時間
・重点配置とは、基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算できる措置のこと。

約1.5倍

23億円

全公立中学校区への配置
10,000中学校区及び
重点配置9,000校等

令和6年度概算要求額27億円

・令和6年度概算要求において、重点配置10,000校に加え、うち2,000校の配置時間を更に拡充。
・学びの多様化学校への週5日配置を要求。

部活動指導員

5億円
4,500人部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とし、
学校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2.8倍

14億円
12,552人

令和6年度概算要求額18億円

・令和5年度～7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力で推進（部活動指導員の配置拡充含む）。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実²⁸⁸、育成支援²⁸⁹を一体的に進める。教師の時間外在校等時間の上限²⁹⁰を定めている指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等²⁹¹を推進する。我が国の未来を拓く子どもたちを育てるといふ崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法²⁹²の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法²⁹³等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や**教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進める**とともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

[略]

地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、ICTも効果的に活用し、NPO等とも連携した不登校対策や重大ないじめ・自殺への対応、特異な才能への対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実²⁹⁶等を図る。その際、不登校特例校²⁹⁷や学校内外の教育支援センター²⁹⁸、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、**SC・SSW²⁹⁹等の配置促進**、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等³⁰⁰を図る³⁰¹。産業界と連携したキャリア教育・職業教育³⁰²の推進、体力や視力低下の歯止めをかける対策の強化、**部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行³⁰³**、在外教育施設の機能強化³⁰⁴を含め、新しい時代の学び³⁰⁵の実現に向けた環境を整備³⁰⁶しつつ、セーフティプロモーションスクール³⁰⁷の考え方を取り入れた学校安全を推進する。

299 SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー。

303 **部活動指導員を含む指導者の確保**、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、参加費用負担への支援等の課題を踏まえた環境整備等。

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方**のもと、**緊急的に取り組むべき施策を取りまとめた**ものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

- 1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進**
 - (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組**
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**
 - (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し**
 - ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
 - ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**
 - (3) ICTの活用による校務効率化の推進**
 - ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進
- 2. 学校における働き方改革の実効性の向上等**
 - (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働**
 - ・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**
 - (2) 健康及び福祉の確保の徹底**
 - ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた**「指針」の実効性の向上**
 - ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出
 - (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり**
 - ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知
 - ・ 徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認
- 3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実**
 - (1) 教職員定数の改善**
 - ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善
 - (2) 支援スタッフの配置充実**
 - ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実
 - (3) 処遇改善**
 - ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**
 - (4) 教師のなり手の確保**
 - ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【抜粋】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(2) 支援スタッフの配置充実

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(2) 支援スタッフの配置充実

- 支援スタッフの配置の在り方等については、今後、丁寧に議論を深めていく必要があるが、まずは、国において**骨太方針2023に示された「教員業務支援員の小・中学校への配置拡大」を踏まえ、教員業務支援員を全小・中学校に配置**していくことを目指すべきである。

教員業務支援員は、教師が教師でなければならない業務に集中できるようにするため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする業務に従事しているが、現在、予算上は14学級以上の小・中学校への配置規模にとどまっており、速やかに改善する必要がある。

また、教員勤務実態調査速報値によると、前回調査に引き続き、副校長・教頭の在校等時間が最も長時間となっていること等を踏まえ、**副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援し、**学校全体の運営改善を図っていく必要がある。

加えて、特に急増する不登校児童生徒にきめ細かな支援を行っていくため、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**のほか、校内教育支援センターの設置促進のための学習指導員の配置充実を図る必要がある。

さらに、部活動の地域連携や地域クラブへの移行に向けた環境整備に当たって、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を促進するため、**部活動指導員の配置充実も図る必要**がある。

(1) 教員業務支援員について



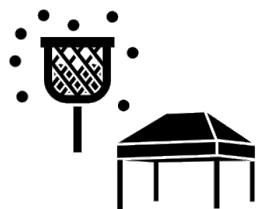
教員業務支援員の配置を拡充【28,100人】

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、データの入力・集計や各種資料の整理、行事や式典等の準備補助、来客・電話対応等を行い、教師をサポートする教員業務支援員の配置を支援。

活用
イメージ
(例)



データの入力・集計や
各種資料の整理



学校行事や式典等の
準備補助



来客・電話対応や採点
業務の補助



学習プリントや家庭への
配布文書等の各種資料
の印刷、配布準備

対象
校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校、
中等教育学校（前期課程のみ）、
特別支援学校（小学部・中学部）

実施
主体

都道府県・指定都市

想定
人材

地域の人材（卒業生の保護者など）、
教師志望の学生をはじめとする大学生等幅広い人材

補助
割合

国 1/3
都道府県・指定都市 2/3

資格
要件

自治体の定めによるが、
基本的には特別な資格等は必要なし

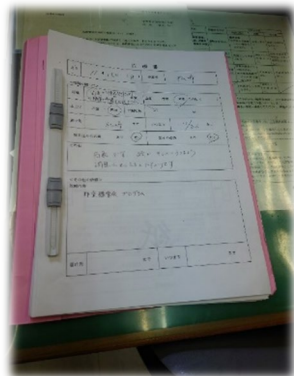
補助対象
経費

報酬、期末・勤勉手当、補助金・委託費

教員業務支援員との協働に係る好事例（千葉市立加曽利中学校の例）

- 千葉市立加曽利中学校では、教員業務支援員へ仕事を依頼する業務依頼書を活用することで効率的に業務を依頼。
- 千葉市教育委員会では、「業務依頼書」のひな型や、学校や教員業務支援員向けに業務内容等を記載した「業務の手引き」を作成し、各学校で有効にマネジメントができるようサポート。

教員業務支援員の業務の流れ



依頼書
 依頼内容
 進路指導説明会の資料印刷
 原稿〇枚
 紙質〇〇
 仕上げ 両面
 印刷枚数 〇枚
 とじ込みの必要あり
 製本の必要あり
 〇月〇日までに〇〇室まで

先生たちが
記入し提出

教頭先生
も確認



✓ 電話対応や急な来客対応なども、先生たちの代わりに行う。



✓ データ入力や提出物の取りまとめも行う。



- ✓ 各先生が依頼内容を依頼書に記入し、教員業務支援員に提出。
- ✓ 管理職が業務量や進捗状況を確認。

- ✓ 印刷の依頼は1日平均5件程度だが、修学旅行の資料や入学案内等、時期によっては大量に印刷することも。
- ✓ 先生たちが印刷を行う必要がなくなった。

教員業務支援員の マネジメント

教頭先生



- ✓ 業務内容や業務依頼方法を先生たちに周知し、教員業務支援員に仕事を頼みやすいよう工夫しています。
- ✓ 印刷以外にも、簡単な小テストの採点、データ入力、アンケートの集計、来客・電話対応などもお願いしており、本人と相談しながら業務内容を調整しています。

先生方の声

先生



先生



- ✓ 以前は、部活動が終わった後に2台しかない印刷機を順番待ちをしながら印刷していました。授業をしている間に計画的に印刷をしてもらえて助かっています。
- ✓ 教材研究や授業準備をする時間や児童・生徒に向き合う時間が増えました。また、退勤時間が早くなり、休日出勤が減ることにより負担が軽減されています。

教育委員会からの働きかけ

教育委員会



- ✓ 教員業務支援員を配置した学校からは、在校等時間の縮減だけでなく、精神的なゆとりが持てるようになってきているという声をいただいています。
- ✓ 教育委員会では、教員業務支援員が担う業務を整理して、教員業務支援員の業務の手引き等で示すなど、学校現場での更なる有効活用を促しています。

<インタビュー映像等>

全国の学校における働き方改革事例集（令和5年3月改訂版）



教員業務支援員が活躍している学校のヒミツ



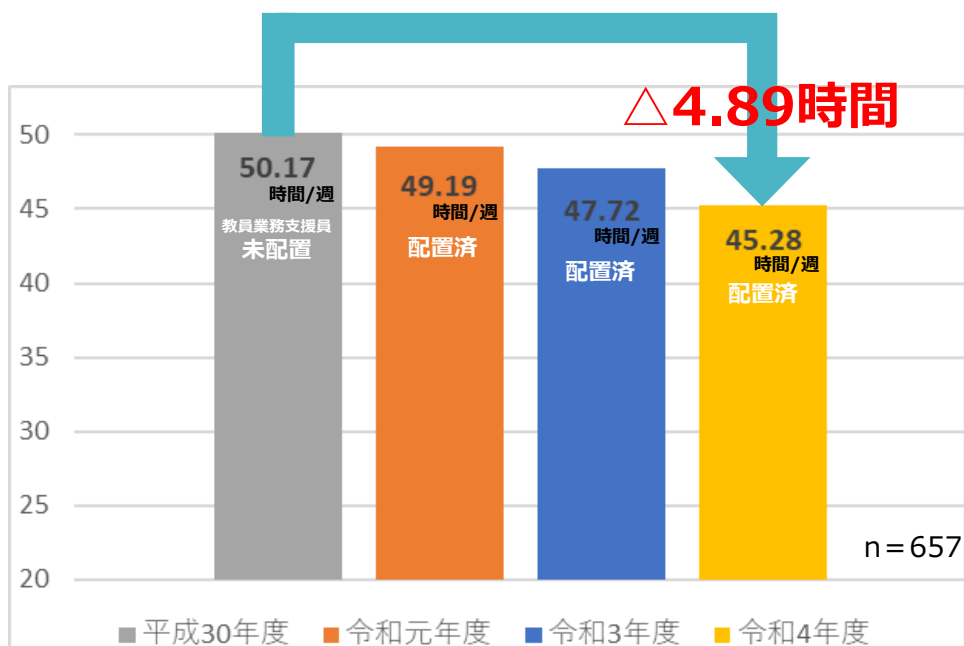
教員業務支援員の配置の効果①

- 平成30年度に教員業務支援員が未配置で、令和元年度から令和4年度まで継続配置した学校においては、教員1人当たり週4.89時間もの在校等時間が減少している。
- また、令和3年度に未配置だった学校に新規配置した結果をみても、同様に在校等時間が減少している。

教員1人当たりの1週間の在校等時間の推移

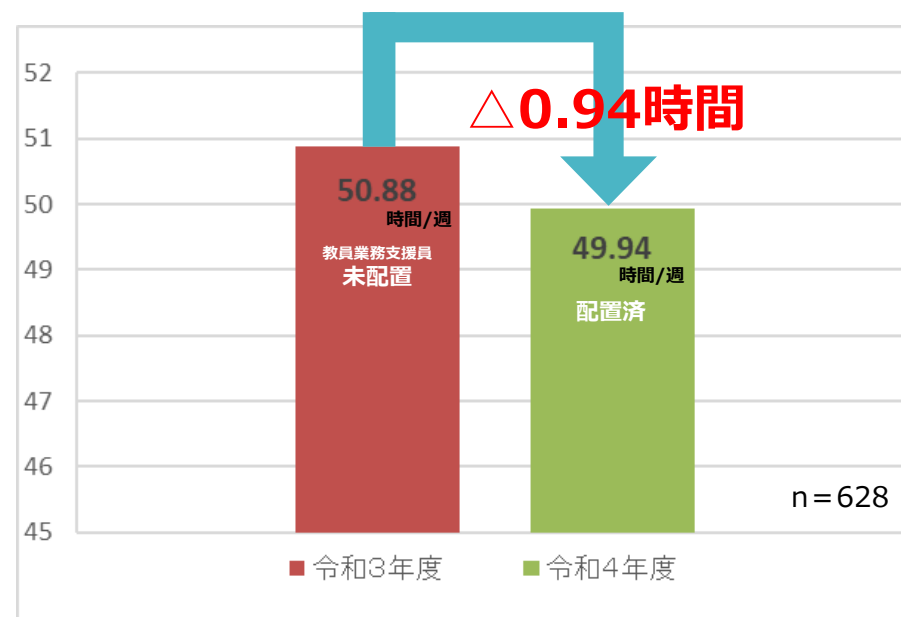
平成30年度 未配置 ⇒ 令和元年度 配置～4年度

平成30年度は教員業務支援員が未配置で、翌令和元年度以降は毎年継続配置している学校の経年の推移を分析。



令和3年度 未配置 ⇒ 令和4年度 配置

令和3年度は教員業務支援員が未配置で、翌令和4年度に新規で配置している学校の在校等時間を比較。



教員業務支援員の配置の効果②

○ 教員業務支援員を一定時間以上配置している学校は、支援員がない学校に比べて、教師が文書作成等に費やす時間が学校全体として1日当たり約6時間（小学校）／7.5時間（中学校）少なく、確実な効果が得られている。

教員業務支援員を一定時間以上配置※している学校と支援員がない学校の業務分類別の比較

※週30時間以上（一日6時間×週5日間）の活用

小学校

全教員学校平均

小学校（分）	教員業務支援員配置状況別		
	配置なし	30時間以上	差
学校数	176	98	-
朝の業務	0:39	0:39	0:00
授業主担当	3:26	3:37	0:11
授業補助	0:21	0:19	-0:02
授業準備	1:01	1:08	0:07
学習指導	0:17	0:18	0:01
成績処理	0:16	0:21	0:05
生徒指導集団1	0:53	0:48	-0:05
生徒指導集団2	0:08	0:10	0:02
生徒指導個別	0:05	0:05	0:00
部活動・クラブ活動	0:03	0:03	0:00
児童会・生徒会指導	0:02	0:02	0:00
学校行事	0:14	0:20	0:06
学年・学級経営	0:16	0:16	0:00
学校経営	0:43	0:36	-0:07
職員会議・学年会などの会議	0:16	0:18	0:02
個別の打ち合わせ	0:07	0:07	0:00
事務調査への回答	0:07	0:06	-0:01
事務学納金関連	0:01	0:01	0:00
事務その他	0:38	0:31	-0:07
校内研修	0:10	0:08	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:08	0:01
地域対応	0:01	0:01	0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:03	0:01
校務としての研修	0:09	0:09	0:00
会議	0:06	0:04	-0:02
その他の校務	0:13	0:10	-0:03
勤務時間平日（合計）	10:37	10:41	0:04

中学校

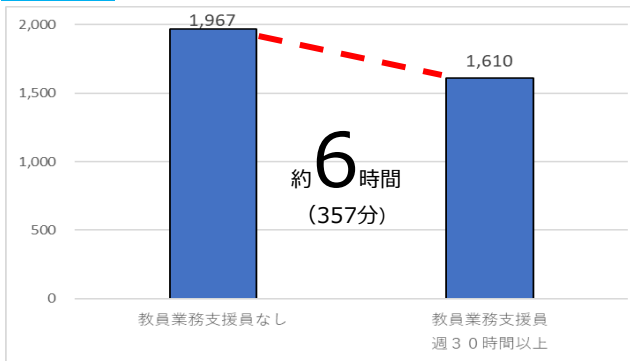
全教員学校平均

中学校（分）	教員業務支援員配置状況別		
	配置なし	30時間以上	差
学校数	211	59	-
朝の業務	0:42	0:43	0:01
授業主担当	2:37	2:51	0:14
授業補助	0:21	0:24	0:03
授業準備	1:16	1:16	0:00
学習指導	0:12	0:13	0:01
成績処理	0:24	0:25	0:01
生徒指導集団1	0:44	0:43	-0:01
生徒指導集団2	0:09	0:11	0:02
生徒指導個別	0:13	0:16	0:03
部活動・クラブ活動	0:33	0:33	0:00
児童会・生徒会指導	0:05	0:05	0:00
学校行事	0:15	0:13	-0:02
学年・学級経営	0:22	0:21	-0:01
学校経営	0:37	0:28	-0:09
職員会議・学年会などの会議	0:17	0:21	0:04
個別の打ち合わせ	0:08	0:10	0:02
事務調査への回答	0:07	0:07	0:00
事務学納金関連	0:01	0:01	0:00
事務その他	0:39	0:31	-0:08
校内研修	0:05	0:05	0:00
保護者・PTA対応	0:08	0:10	0:02
地域対応	0:01	0:01	0:00
行政・関係団体対応	0:03	0:03	0:00
校務としての研修	0:09	0:09	0:00
会議	0:08	0:07	-0:01
その他の校務	0:15	0:11	-0:04
勤務時間平日（合計）	10:46	10:50	0:04

学校全体の1日当たりの「事務その他」「学校経営」にかかる時（分）

小学校

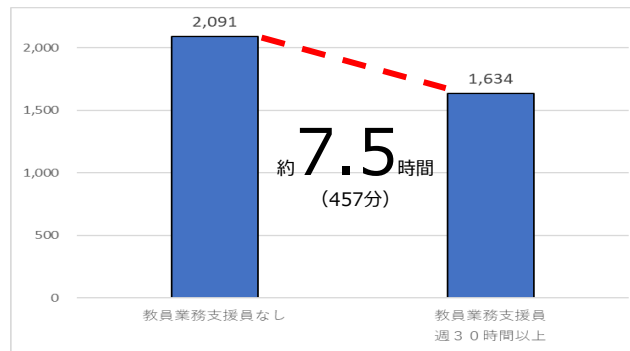
※フルタイム教員が24名と仮定し、試算



・事務その他
→2時間58分短い
・学校経営
→2時間58分短い

中学校

※フルタイム教員が27名と仮定し、試算



・事務その他
→3時間39分短い
・学校経営
→3時間56分短い

➡ 教師が教師でなければできない仕事に注力するための時間の創出という観点では、確実な効果

課題

- 「事務その他」等が減少した一方で、授業関連の増加傾向が見られるため、今後は教員業務支援員の配置充実と併せて、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し等を併せて推進し、時間外在校等時間の減少に繋げていくことが必要。
- 今秋策定予定の手引きにもその趣旨を明記予定であり、教員業務支援員の量的充実と活用方法の質的向上を同時に図る。

(参考)
-学校経営：校務分掌にかかわる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡回、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日直など
-事務その他：業務日誌作成、資料・文書（調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる書類、予算・費用処理にかかわる書類など）の作成など

(出典) 令和4年度勤務実態調査速報値（10・11月の集計結果）をもとに、「教員業務支援員なし」と「教員業務支援員週30時間以上」の学校にそれぞれ所属する教員の業務分類別データを比較した上で、「事務その他」及び「学校経営」についてを1校当たりに概算するため、小学校・中学校のフルタイム教員の平均人数を乗じる形で作成

(2) 副校長・教頭マネジメント 支援員について

副校長・教頭マネジメント支援員の配置

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和6年度要求・要望額

17億円
(新規)



文部科学省



副校長・教頭マネジメント支援員を新たに配置(2,350人)

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、
その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の配置を支援。

活用
イメージ
(例)



教職員の勤務管理
事務の支援



施設管理



保護者や外部との
連絡調整



学校徴収金等の
会計管理

対象
校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校
中等教育学校（前期課程のみ）
特別支援学校（小学部・中学部）

実施
主体

都道府県・指定都市

想定
人材

退職教員、教育委員会勤務経験者、
民間企業等での事務経験者等

補助
割合

国 1/3
都道府県・指定都市 2/3

資格
要件

自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等は
必要なし
(ただし、マネジメント等に係る業務の支援を念頭に置いていることから、学
校や一般企業等において、一定の期間勤務した経験を有することを想定)

補助対象
経費

報酬、期末・勤勉手当、
交通費・旅費、補助金・委託費

副校長・教頭マネジメント支援員の配置の必要性



- 学校において、多様な支援スタッフが配置されるようになったことをはじめ、学校管理職によるマネジメントの重要性は高まっている。
- しかし、校長を助け、学校の組織機能強化に従事すべき副校長・教頭は、教諭よりも在校等時間が長い（1日当たり小学校で60分、中学校で41分）。
- 業務内容別の比較では、学校経営、各種の事務、保護者・PTA対応、行政・関係団体対応の項目において差が大きいため、当該業務を専門的に支援する人材の配置が求められている。

平日	小学校			中学校		
	教諭(B)	副校長・教頭(A)	差(A-B)	教諭(B)	副校長・教頭(A)	差(A-B)
朝の業務	0:41	0:29	-0:12	0:44	0:33	-0:11
授業(主担当)	4:13	0:33	-3:40	3:16	0:26	-2:50
授業(補助)	0:20	0:12	-0:08	0:23	0:05	-0:18
授業準備	1:16	0:06	-1:10	1:23	0:08	-1:15
学習指導	0:21	0:07	-0:14	0:13	0:04	-0:09
成績処理	0:25	0:01	-0:24	0:36	0:04	-0:32
生徒指導(集団1)	0:56	0:17	-0:39	0:49	0:09	-0:40
生徒指導(集団2)	0:02	0:05	+0:03	0:05	0:03	-0:02
生徒指導(個別)	0:04	0:16	+0:12	0:14	0:06	-0:08
部活動・クラブ活動	0:03	0:00	-0:03	0:37	0:03	-0:34
児童会・生徒会指導	0:02	0:00	-0:02	0:05	0:00	-0:05
学校行事	0:15	0:16	+0:01	0:15	0:08	-0:07
学年・学級経営	0:19	0:03	-0:16	0:27	0:03	-0:24
学校経営	0:17	2:55	+2:38	0:17	2:41	+2:24
職員会議・学年会などの会議	0:19	0:21	+0:02	0:18	0:26	+0:08
個別の打ち合わせ	0:05	0:25	+0:20	0:06	0:27	+0:21
事務(調査への回答)	0:04	0:33	+0:29	0:04	0:40	+0:36
事務(学納金関連)	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:05	+0:04
事務(その他)	0:15	2:45	+2:30	0:17	3:19	+3:02
校内研修	0:09	0:13	+0:04	0:04	0:10	+0:06
保護者・PTA対応	0:06	0:35	+0:29	0:09	0:23	+0:14
地域対応	0:00	0:10	+0:10	0:00	0:07	+0:07
行政・関係団体対応	0:01	0:14	+0:13	0:01	0:18	+0:17
校務としての研修	0:08	0:14	+0:06	0:09	0:14	+0:05
会議	0:03	0:10	+0:07	0:05	0:16	+0:11
その他の校務	0:08	0:29	+0:21	0:09	0:31	+0:22
在校等時間	10:45	11:45	+1:00	11:01	11:42	+0:41

(参考1) 教諭と副校長・教頭との在校等時間の差の推移

副校長・教頭の在校等時間も前回調査より改善傾向にあるが、教諭との差については、拡大している。

	H28	R4
小学校	57分	60分
中学校	34分	41分

(参考2) 副校長・教頭のなり手不足

副校長・教頭のなり手不足は多くの自治体でみられる課題。例えば東京都では、教育管理職選考(副校長任用)の倍率はおおむね1倍台で推移。

出典：文科省調べ(東京都より聞き取り)

(参考3) 先行事例での成果

先行して副校長補佐の配置に取り組む東京都では、副校長の在校等時間が縮減するなど顕著な成果。

校種	縮減時間/週
小学校	▲1時間20分
中学校	▲2時間3分

左図は、配置前後の同月における副校長の在校等時間の比較したもの。

出典：東京都HP「令和4年度の学校における働き方改革について」

(3) スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカーについて

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

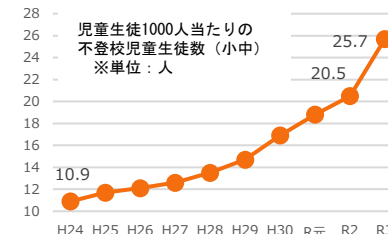
令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

90億円
82億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、不登校、重大ないじめ・自殺への組織的な早期対応等に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度概算要求・要望額 6,291百万円(前年度予算額 5,889百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ※実施主体に「中核市」を追加 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置 : 27,500 校 <週4時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校 : 7,800校 (← 7,200校) <週8時間> <ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策 : 3,500校 (← 2,900校) > 虐待対策 : 2,000校 > 貧困対策 : 2,300校 ※夜間中学への配置を含む ● より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 90人 ● 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】 教育支援センター : 250箇所 オンラインによる広域的な支援 : 67箇所 ● 中学・高校における自殺予防教育の実施 ※支援対象に高校を追加
SC配置以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度概算要求・要望額 2,659百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) 社会福祉士、精神保健福祉士等
<ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校 : 10,000校 (← 9,000校) <週3時間>
<ul style="list-style-type: none"> > いじめ・不登校対策 : 4,000校 (← 3,000校) > 虐待対策 : 2,500校 > 貧困対策 : 3,500校 ※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む
<ul style="list-style-type: none"> ● より課題を抱える学校に対する連携支援体制強化のための配置時間の充実 : 重点配置校のうち 2,000校 <週2日8時間> 【新規】
<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 90人 ● 不登校特例校(名称変更予定) : 24箇所 <週5日8時間> 【新規】 教育支援センター : 250箇所 オンラインによる広域的な支援 : 67箇所

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの職務内容等について

○ スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーにおける人材・資格や主な職務内容については、以下のとおり。

スクールカウンセラー（SC）について

●人材・資格

心理に関して専門的な知識・技術を有する者
(公認心理師、臨床心理士 等)

●令和4年度 配置人数 (速報値) ※ 10,255人

・公認心理師…… 8,167人
・臨床心理士…… 7,401人等

●主な職務内容

1. 児童生徒の悩みの状況や要因を把握（アセスメント）し、適切な配慮等を検討するためのカウンセリング
2. 教職員に対する児童生徒への個別・集団対応等に関する助言・研修
3. 保護者に対する児童生徒の状況や保護者の希望等を踏まえた課題解決に向けた助言・援助
4. ストレスチェックや心理教育プログラム等の予防的対応等

スクールソーシャルワーカー（SSW）について

●人材・資格

福祉に関して専門的な知識・技術を有する者
(社会福祉士、精神保健福祉士 等)

●令和4年度配置人数 (速報値) ※ 3,241人

・社会福祉士…… 2,089人
・精神保健福祉士…… 1,076人等

●主な職務内容

1. 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ
2. 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへの支援
3. 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等

※自治体単費による措置数を含む

※SCは準ずる者を含む

(出典)「スクールカウンセラー等活用事業」「スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る実態調査をもとに作成



SC・SSWの活用に係る好事例①

- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、教職員とが協働して児童生徒への支援を行うことで、児童生徒に対する支援を充実し、教師の業務負担軽減に繋げる。
- 各自治体においてガイドラインを策定したり、研修を実施したりすることで、効果的な活用を推進。

スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用の事例①

事例1 支援スタッフとの **連携・協働**

「不登校傾向の生徒に対し、SCの把握した情報を共有し、教師とSSWとが連携してクラスへの登校に向けて支援。」

#不登校傾向 #家庭環境 #ケース会議 #進路への不安 #経済的支援

背景

- ✓ 当該生徒は、小学校のころから友人関係に悩んでおり、中学校入学後も複数のグループを転々としている状況にあった。その中、SNSのトラブルから教室に入りづらくなり、保健室登校になっていた。

SCによるカウンセリング → ケース会議

- ✓ 当該生徒に対し、SCによるカウンセリングを行った結果、両親の離婚等家庭環境にも課題があることが判明し、SSWによる支援依頼が出された。
- ✓ そのため、学校において、管理職・担任・養護教諭・SC・SSW等によるケース会議を行い、情報共有と今後の支援の方向性を確認した。

家庭環境に起因する困難の存在とSSWとの協働

- ✓ 保護者は連絡が取りづらい状況にあったことから、SSWは当該生徒との面談を通して、保護者の状況の確認や接点をもつタイミングを図っていたところ、受験に向けて経済的な心配があるという情報を得られたことから、SSW同席の進路面談が設定された。
- ✓ 進路相談では、担任から進路について、SSWから経済的支援について情報提供をし、その後も適宜、SSWが保護者と面談を実施することになった。

- ✓ 当該生徒とSSWとの面談を継続的に実施する中で、当該生徒には言語化することが難しい困り感をSSWから教師に代弁し、教師がクラス内での環境調整を行い、当該生徒は教室に入ることが出来るようになり、希望する高校への進学にもつながった。



SC・SSWの活用に係る好事例②

- スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、教職員とが協働して児童生徒への支援を行うことで、児童生徒に対する支援を充実し、教師の業務負担軽減に繋げる。
- 各自治体においてガイドラインを策定したり、研修を実施したりすることで、効果的な活用を推進。

スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用の事例②

事例2 支援スタッフとの **役割分担**

「進路相談を教師、心理的相談・助言をSC、福祉との連携をSSWが、それぞれ役割分担して対応。」

#進路選択 #心理検査 #福祉部局との連携

背景

- ✓ 中学校における進路選択の際、保護者は県立高校への入学を希望していたが、学校は本人の生活能力や学力から県立高校への入学は厳しいと考えていた。
- ✓ なお、当該生徒は、保護者が子どもの発達特性を認めたくない気持ちから、検査等は受けていない。

教師を中心とした支援

- ✓ 学校は早期対応が必要と考え、早期から進路相談を行い、担任、学年主任等による生徒と保護者への丁寧な対話を継続して行った。
- ✓ また、保護者を支援する親族にも話し合いに参加してもらうことで、医療機関で心理検査を受けることに繋がった。

専門的な支援スタッフによる支援（SC）

- ✓ 医療機関における心理検査の結果について、SCから分かりやすく伝えることとした。
- ✓ これにより、保護者の意識が変わり、特別支援学校の見学や進路選択を行うことが出来た。

専門的な支援スタッフによる支援（SSW）

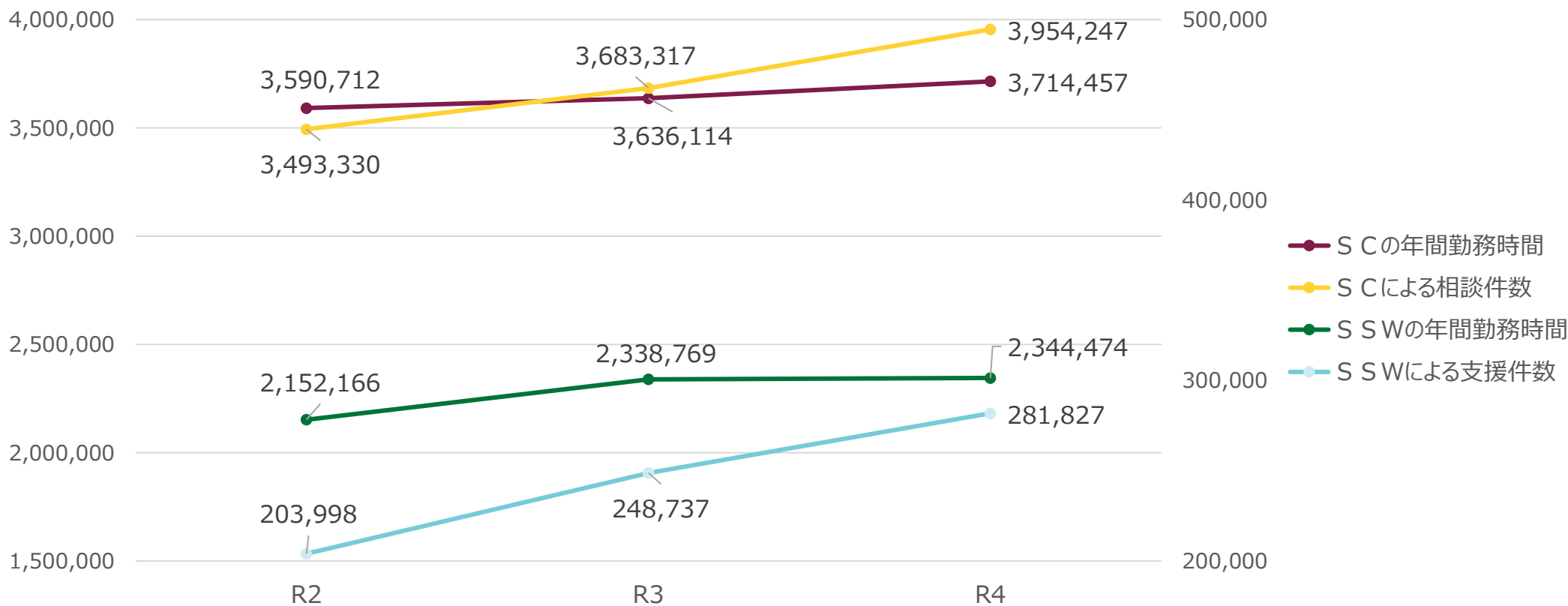
- ✓ 療育手帳の取得、特別児童扶養手当の申請等にあたって、SSWが福祉部局と連携して対応した。
- ✓ これにより、手続きの流れ等を説明し、手帳の取得や手当の受給に繋がり、経済的な支援に繋げることが出来た。

- ✓ 学校が進路選択に当たって、早期に保護者との話し合いの場を設定したことや、SC・SSW等の関係者が役割分担して対応したことで保護者が混乱せず、必要に応じて適切な支援を迅速に行うことが出来た。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置の効果

○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実に伴い、児童生徒等に対する相談・支援件数も着実に増加している。



		R2	R3	R4	対R2比
SC	年間勤務時間	3,590,712	3,636,114	3,714,457	3.4%増
	相談件数	3,493,330	3,683,317	3,954,247	13.2%増
SSW	年間勤務時間	2,152,166	2,338,769	2,344,474	8.9%増
	支援件数	203,998	248,737	281,827	38.2%増

※SSW支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数

(4) 部活動指導員について

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

49億円
28億円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 27億円 (11億円) 委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通

- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を超えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業 2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 体育・スポーツ・文化芸術系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート・アーティスト人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。

※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

体制例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (14億円) 補助・拡充

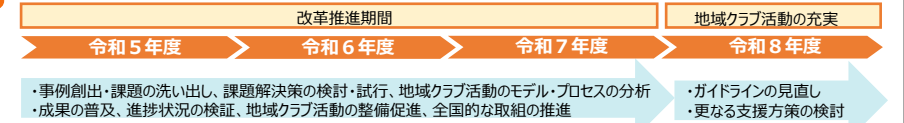
各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

部活動指導員の配置を充実【16,500人(運動部：13,000人、文化部：3,500人)】

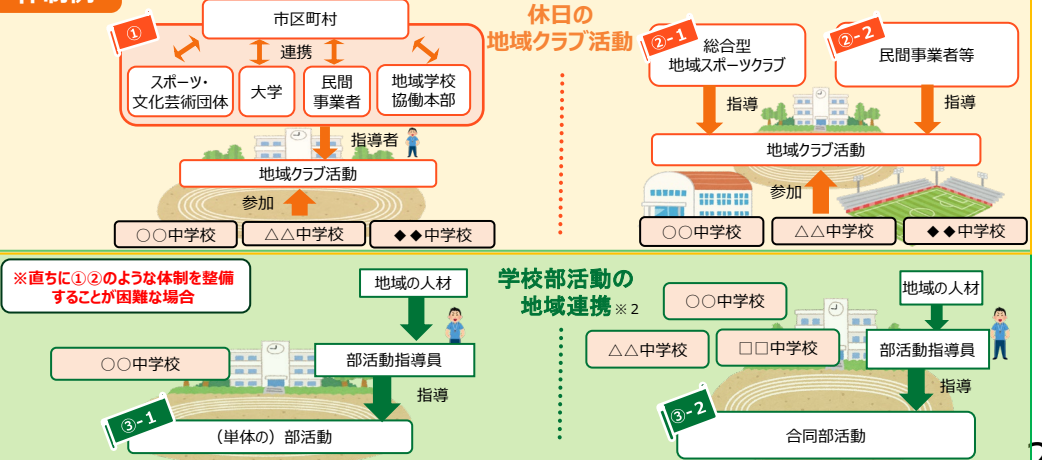
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円 (3億円) 補助・委託・拡充

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等)
・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
・多様なコースに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

方向性



体制例



部活動指導員との協働に係る好事例

(宮崎県小林市三松中学校の例)



【部活動指導員】 元教員

【部活動指導】

(平日) 週3～4日、1～2時間程度
(休日) 週1日、3時間

【業務内容】

- 実技指導 (バレーボール)
- 生徒指導に係る対応
- 保護者等への連絡 等

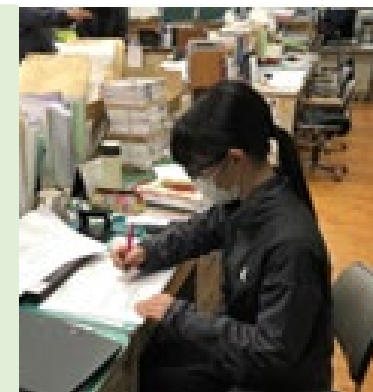
【顧問】 教諭(採用1年目)

【部活動指導】

(平日) 週1日程度
(休日) 月1～2日程度

【担当教科等】

- 数学
- 第2学年学級担任
- 教務部
- バスケットボール専門



管理職の話

部活動指導員を配置することで、生徒のニーズに応えられ、また、**働き方改革につながっている**。さらに、顧問が不在の時も、安全管理体制ができ、不安がなくなる。

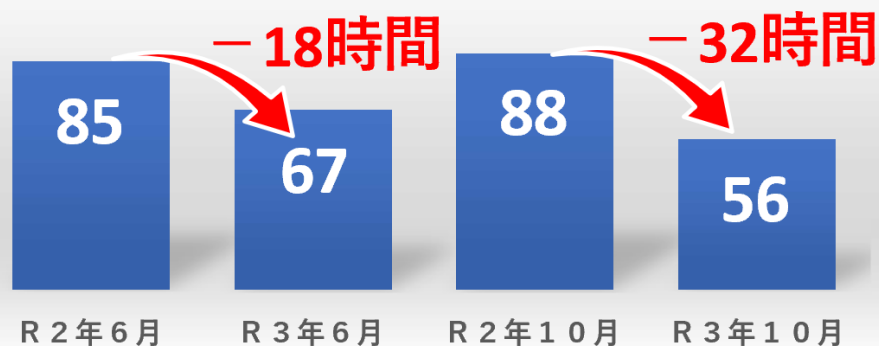
学年主任の話

部活動指導員が指導を代わりにしてくれることで、元々のバスケットボール部の顧問の先生が学級通信を早めに作成してくれて、自分も早く点検できるのでありがたい。

効果

バスケットボール部顧問の時間外業務時間

【R2年度は他校で講師(バスケットボール部顧問)】



まとめ

部活動指導員を活用することの効果 (三松中学校の場合)

- ① 部活動顧問の時間外業務時間の削減、ワークライフバランスの実現、心理的負担の軽減を図ることができる。
- ② 部員の技能向上だけでなく、よりよい人格形成を図ることができる。
- ③ 部顧問不在時の安全管理につながる。
- ④ 授業準備に充てる時間や生徒と向き合う時間を確保できる。
- ⑤ 部活動顧問が所属する学年主任等の負担が軽減される。
- ⑥ 副顧問を配置しなくてもよい。
- ⑦ 管理職に安心感が生まれる。

部顧問や部員への効果以外に、学校全体に波及効果が見られる。

部活動指導員の配置の効果

- 運動部・文化部ともに、顧問（副顧問を含む）の教員の一週間当たりの在校等時間は、部活動指導員配置後に削減。

平日は2～3時間、休日は1～2時間程度の在校等時間削減に貢献。

※運動部・文化部共に、部活動指導員の配置に係る事業実績調査（令和4年度）の結果より作成

運動部における効果について

- 顧問（教員）の在校等時間

【令和4年度から部活動指導員を配置した部活動】

区分	平日		週休日	
	日数	時間	日数	時間
R4年	3.6日	7.4時間	0.9日	3.3時間
R3年	4.9日	10.8時間	1.3日	4.8時間
差 (R4-R3)	-1.3日	-3.4時間	-0.4日	-1.5時間

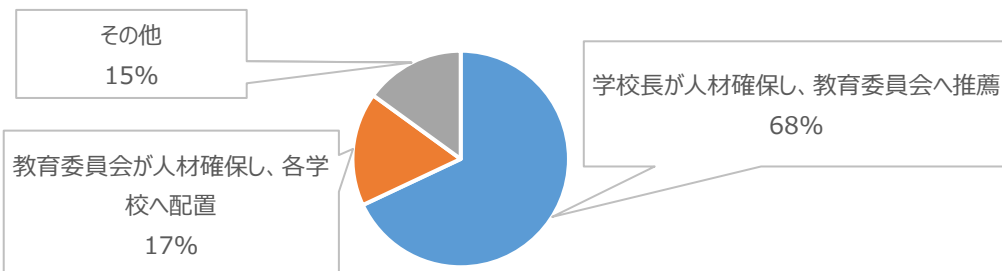
※配置前

【平成30年度から部活動指導員を配置した部活動】

区分	平日		週休日	
	日数	時間	日数	時間
R4年	3.7日	7.4時間	1.0日	3.6時間
H30年	4.0日	8.7時間	1.1日	4.7時間
H29年	4.4日	9.9時間	1.2日	5.6時間
差 (R4-H29)	-0.7日	-2.5時間	-0.2日	-2.0時間

※配置前

- 部活動指導員の人材確保方法



文化部における効果について

- 顧問（教員）の在校等時間

【令和4年度から部活動指導員を配置した部活動】

区分	平日		週休日	
	日数	時間	日数	時間
R4年	3.3日	6.8時間	0.7日	2.3時間
R3年	4.2日	9.3時間	1.1日	3.8時間
差 (R4-R3)	-0.9日	-2.5時間	-0.4日	-1.5時間

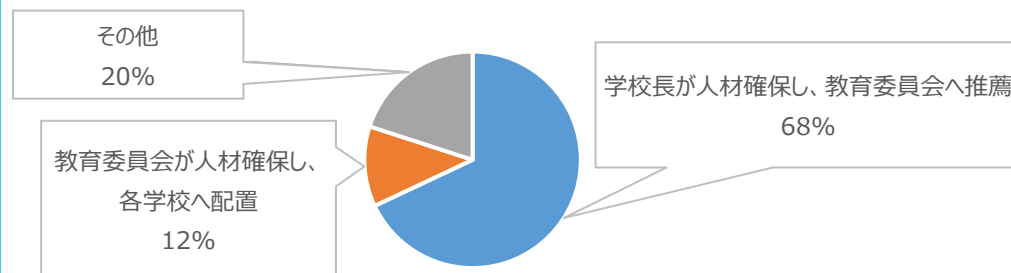
※配置前

【平成30年度から部活動指導員を配置した部活動】

区分	平日		週休日	
	日数	時間	日数	時間
R4年	3.1日	6.4時間	0.5日	2.2時間
H30年	3.5日	7.4時間	0.6日	2.6時間
H29年	3.6日	8.2時間	0.6日	3.3時間
差 (R4-H29)	-0.5日	-1.8時間	-0.1日	-1.1時間

※配置前

- 部活動指導員の人材確保方法



運動部・文化部共に、学校長が人材確保する方法が約7割

参考

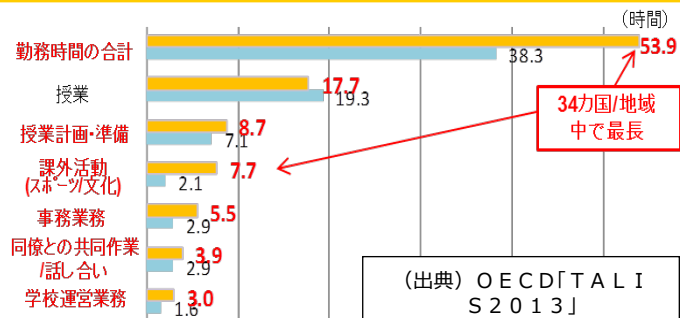
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申） 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのため、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。

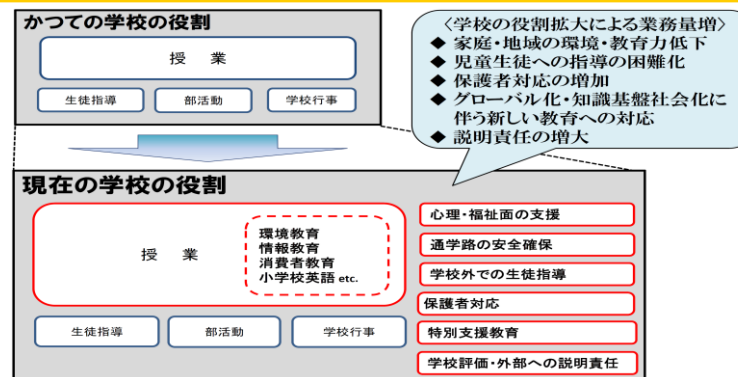


(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。**
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない。**
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化。**
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大。**
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

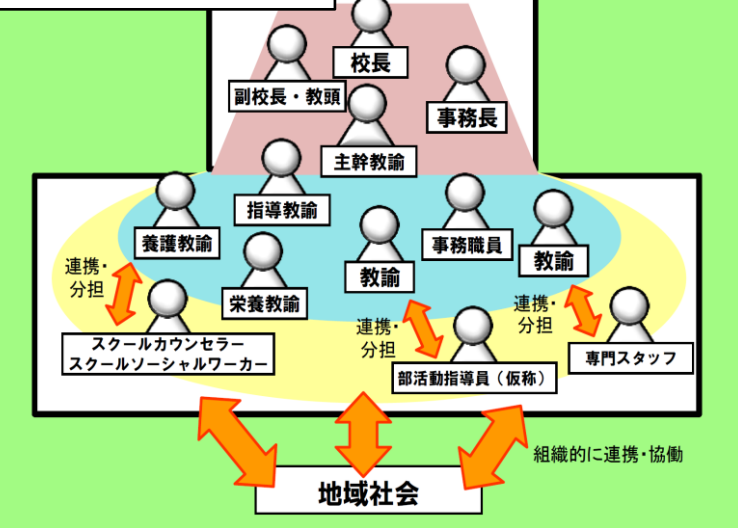
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

① 教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

③ 地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

② 教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

① 管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

② 主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③ 事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

① 人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

② 業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

スクール・サポート・スタッフ教員業務アシスタント活躍事例集（岐阜県）

- 先進的な教育委員会では、独自の事例集等を作成し、教員業務支援員との協働を進めている。

岐阜県教育委員会

よりよい学校を目指して…

スクール・サポート・スタッフ 教員業務アシスタント 活躍事例集

スクール・サポート・スタッフ
教員業務アシスタント
って？

教員に代わって資料作成や授業準備、新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業等を行うことで、教員をサポート、アシストするスタッフです。



給食配膳補助

本配置事業の目的は何ですか？

働き方改革推進事業の一環として、これまで教員が一人で実施してきた印刷や配布物の仕分け、データ入力等の業務を教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフや教員業務アシスタントを小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配置し、教員の多忙化解消を図るとともに、新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実を図ることで。

令和4年8月 初版

本事例集作成の目的は何ですか？

各学校や市町村教育委員会の取り組みを参考にして、本活躍事例集を作成しました。
スタッフやアシスタントを配置している学校や市町村教育委員会におかれては、今後の取り組み強化の参考にしてください。
スクール・サポート・スタッフを導入していない市町村教育委員会におかれては、導入の検討にご活用ください。



教材作成



学校だよりの仕分け



朝の健康チェック

配置している学校からはどんな声が？

- * 予想以上に多くの業務を担っていただけることに驚いた。
- * 細かな気配りをしながら作業をしていただき、大変感謝している。学校がとてもきれいになった。
- * 教員以上に丁寧で、正確な作業をしていただけるので、安心して業務をお任せできる。
- * 子どもひとりひとりに声をかけていただき、子どもたちの安定につながっている。
- * 教員に精神的な余裕が生まれた。

等の声が届いています。

事例集本体は
こちら↓

